

9/29
3.7.2

国葬の差し止め 最高裁も認めず 市民の特別抗告棄却 安倍晋三元首相の國葬をめぐら、市民ら576人が閣議決定や予算執行の差し止めを求めた仮処分申し立てについて、最高裁第一小法廷（堺徹裁判長）は26日までに市民側の特別抗告を棄却する決定をしました。決定は22日付。申し立てを却下した東京地裁決定が確定しました。

市民側は「争いの儀

既になされていたことから「申し立ての利益がない」と指摘。予算執行について「国葬の実施が個々の国民に用意や費に服すこと」を強制するとは認められない」として申し立てを却下しました。東京高裁は地裁の判断を支持した上で、「地裁は当事者の主張を聞く『審尋』を行っておらず不当だ」とする市民側の訴えについても「違法性はない」と認めた。

地裁は、閣議決定が既になされていたことから「申し立ての利益がない」と指摘。予算執行について「国葬の実施が個々の国民に用意や費に服すこと」を強制するとは認められない」として申し立てを却下しました。